平成 27 年 5 月 27 日

松江市規則第46号

改正 令和4年3月30日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、興雲閣の設置及び管理に関する条例(平成27年松江市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免)

- 第2条 条例第15条に規定する利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合について行うものとする。
  - (1) 松江市又は松江市教育委員会が主催し、又は共催する事業により利用する場合 10割
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、興雲閣の利用を促進するものとして特に必要と認める場合 市長の承認を得て指定管理者が別に定める割合

(利用料金の環付)

- 第3条 条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める額について行うものとする。
  - (1) 興雲閣の利用の許可を受けた者の責任に帰することができない理由により利用することができなくなったとき 全額
  - (2) その他特別な事由により必要と認めるとき 市長の承認を得て指定管理者が必要と認める額

(市長による管理)

第4条 条例第18条第1項の規定により市長が興雲閣の管理を行う場合にあっては、第2条 第2号及び前条第2号中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替 えてこの規定を適用する。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成27年10月3日から施行する。

附 則(令和4年3月30日松江市規則第28号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中松江城天守登閣料に関す

る規則第4条第3号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。